



発行 東京都

目次

135

規則

○職員の仕事時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則：（総務局人事部職員支援課）

○一般職非常勤職員の仕事時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則：（同）

○東京都議会事務局一般職非常勤職員の仕事時間、休暇等に関する規程の一部改正：（五）

規則

職員の仕事時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十一号

職員の仕事時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の仕事時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「一般職非常勤職員の仕事時間、休暇等に関する規則」を「会計年度任用職員の仕事時間、休暇等に関する規則」に改める。

第二十四条第三項中「戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のいずれか早い日（以下「結婚の日」という。）の一週間前の日から結婚の日後六月」を「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日」に改める。

第二十九条第二項中「（第二十四条第二項第一号に掲げる場合の慶弔休暇を除く。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、「（前項の休暇にあつては、結婚の日後一週間を経過する日までに限る。）」を削り、同項を同条第三項とする。

附則

1 この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第十二条第三項の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 平成三十二年三月三十一日に一般職非常勤職員の仕事時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の適用を受けていた職員における、前項ただし書に規定する改正規定による改正後の職員の仕事時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第十二条第三項の規定の適用については、「会計年度任用職員の仕事時間、休暇等に関する規則」とあるのは、「一般職非常勤職員の仕事時間、休暇等に関する規則」とする。

3 この規則による改正後の職員の仕事時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十四条及び第二十九条の規定は、改正後の規則第二十四条第三項に規定する結婚の日及び改正後の規則第二十九条第二項に規定する申請をした日がいずれも平成三十一年一月一日以後である場合について適用し、この規則による改正前の職員の仕事時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日又は改正前の規則第二十九条第三項に規定する申請をした日のいずれかが平成三十一年一月一日前である場合については、なお従前の例による。

一般職非常勤職員の仕事時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十二号

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

第一条中「一般職非常勤職員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて」を「一日につき七時間四十五分を上限として、当該職員の任期を通じて一週間当たり三十一時間以内で」に改め、同条に次の一項を加える。

2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、勤務時間を別に定めることができる。

第三条の見出し中「勤務日数及び」を削り、同条第一項を次のように改める。

任命権者は、前条の規定に基づき勤務時間を定める場合において、四週間ごとの期間につき勤務しない日が四日以上となるよう職員の勤務日を割り振るものとする。

第三条第二項及び第三項を削る。

第七条中「二十八時間三十七分」を「三十一時間」に改める。

第八条中「、第三条第二項」を削る。

第十二条第一項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職で」を「いずれかの職（会計年度任用の職を除く。）に」、「一般職の非常勤」を「会計年度任用」に、「職員に」を「新たに職員に」に、「付与された」を「付与されていた」に、「一月当たり」を「所定」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同項に次のただし書を加える。

る。

ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

第十三条第三項及び第四項中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第十四条第一項中「一般職の非常勤」を「東京都の会計年度任用」に改め、「この規則に規定する」を削り、「別表第二」を「別表第一」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第二十一条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十四条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第五」を「別表第四」に、「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第二十五条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十七条中「場合は」を「場合に」に改め、同条に次の一号を加える。

三 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

第二十八条中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用職員の職にあって」に改める。

第二十九条中「在職期間が一年以上である」を「次の各号のいずれにも該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 在職期間が一年以上である職員
 - 二 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員
 - 三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある職員
- 第三十二条中「から第二十五条まで」を削り、同条を第三十三条とする。
- 第三十一条中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改め、同条を第三十二条とし、第三十条の次に次の一条を加える。

(特別休暇等の特例)

第三十一条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規則(平成二十七年東京都規則第七号)第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一(第十二条、第十四条関係)

所定勤務 日数	在職期間	
	一年未満	一年以上
週四日以上	年百六十九日以上	年百二十一日から百六十八日まで
週三日	月十五日以上	年百二十一日から百六十八日まで
週二日	月十一日から十四日まで	年百二十一日から百六十八日まで
週一日	月七日から十日まで	年百二十一日から百六十八日まで
一	月四日から六日まで	年百二十一日から百六十八日まで
	月四日未満	年百二十一日から百六十八日まで
		年四十八日未満
		〇日

別表第二(第十二条関係)

四年	十六日
五年	十八日
六年以上	二十日
四年	九日
五年	十日
六年以上	十一日
四年	六日
五年	六日
六年以上	七日
四年	三日
五年	三日
六年以上	三日

別表第三(第十二条関係)

イ 所定勤務日数が週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上

所定勤務 日数	在職期間											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
週四日以上	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	十日
週三日	〇日	〇日	〇日	一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	十日
週二日	〇日	〇日	〇日	一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	十日
週一日	〇日	〇日	〇日	〇日	〇日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	十日
一												年四十八日未満
												〇日

在職期間	在職期間	
	一年未満	一年以上
一年	十日	十一日
二年	十一日	十二日
三年	十二日	十四日
四年	十三日	十六日
五年	十四日	十八日
六年以上	十五日	二十日

ロ 所定勤務日数が週三日、月十一日から十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで

一月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十七日	十八日
二月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十七日	十八日
三月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十七日	十八日
四月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十七日	十八日
五月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十七日	十八日
六月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十七日	十八日
七月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十七日	十八日
八月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十七日	十八日
九月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十七日	十八日
十月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十七日	十八日
十一月	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十七日	十八日

在職する期間	在職期間	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
二月	○日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
三月		一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
四月		一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
五月		二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日
六月		三日	四日	四日	四日	四日	四日	四日
七月		五日	六日	六日	六日	六日	六日	六日
八月		五日	六日	六日	六日	六日	六日	六日
九月		五日	六日	六日	六日	六日	六日	六日
十月		五日	六日	六日	六日	六日	六日	六日
十一月		五日	六日	六日	六日	六日	六日	六日
十二月		五日	六日	六日	六日	六日	六日	六日

ハ 所定勤務日数が週二日、月七日から十日まで又は年七十三日から百二十日まで

在職する期間	在職期間	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
一月	○日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
二月		一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
三月		一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
四月		一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
五月		二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日
六月		二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日
七月		二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日
八月		二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日
九月		二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日
十月		二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日
十一月		二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日
十二月		二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日

ニ 所定勤務日数が週一日、月四日から六日まで又は年四十八日から七十二日まで

在職する期間	在職期間	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
七月	○日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
八月		一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
九月		一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
十月		一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
十一月		一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日
十二月		一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日

一月	二月	三月	四月	五月	六月
			○日	○日	一日
			○日	一日	一日
			○日	一日	一日
			○日	一日	一日
			一日	一日	二日
			一日	一日	二日
	○日		一日	一日	二日

ホ 所定勤務日数が月四日未満又は年四十八日未満

在職する期間	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上
一月							
二月							
三月							
四月							
五月							
六月							
七月							
八月							
九月							
十月							
十一月							
十二月							
○日							

別表第四(第二十四条関係)

週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上	所定勤務日数	承認日数
週三日、月十一日から月十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで		
		二日
		三日

別表第五を削る。

附則

- この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。
- この規則による改正前の一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十八条の規定により承認された介護時間の取得の初日は、この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十八条の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

訓令(議)

東京都議会議長訓令第三号

東京都議会 議長 尾崎 大介

東京都議会議員一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年東京都議会議長訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

東京都議会議長 尾崎 大介

題名を次のように改める。

東京都議会議員一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程

第一条中「東京都議会議員一般職非常勤職員」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

第二条中「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて」を「一日につき七時間四十五分を上限として、当該職員の任期を通じて一週間当たり三十一時間以内で」に改め、同条に次の一項を加える。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、勤務時間を別に定めることができる。

第三条の見出し中「勤務日数及び」を削り、同条第一項を次のように改める。

議長は、前条の規定に基づき勤務時間を定める場合において、四週間ごとの期間につき勤務しない日が四日以上となるよう職員の勤務日を割り振るものとする。

第三条第二項及び第三項を削る。

第七条中「及び第三条第二項」を削る。

第十一条第一項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第二」を「別表第一」に改め、同条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第三項中「常勤職員、再任用短時間勤務職員又は特別職の非常勤の職で」を「いずれかの職（会計年度任用の職を除く。）」に、「一般職の非常勤」を「会計年度任用」に、「職員に」を「新たに職員に」に、「付与された」を「付与されていた」に、「一月当たり」を「所定」に、「別表第四」を「別表第三」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を加えないものとする。

第十二条第三項及び第四項中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第十三条第一項中「一般職の非常勤」を「東京都の会計年度任用」に改め、「この規則に規定する」を削り、「別表第二」を「別表第一」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

2 前項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員に限るものとする。

第二十条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十三条第二項中「一月当たり」を「所定」に、「別表第五」を「別表第四」に、「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改める。

第二十四条中「一の年」とあるのは、「一の年度」を「一の年」とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につき定められた勤務時間が四時間

以上である職員に限り一時間を単位として」に改める。

第二十六条中「場合は」を「場合に」に改め、同条に次の一号を加える。

三 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

第二十七条中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職にあつて」に改める。

第二十八条中「在職期間が一年以上である」を「次の各号のいずれにも該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 在職期間が一年以上である職員

二 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員

三 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある職員

第三十一条中「から第二十四条まで」を削り、同条を第三十二条とする。
第三十条中「第三条第二項の規定により勤務する必要がある」を「勤務日ごとの勤務時間の時間数が異なる」に改め、同条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

(特別休暇等の特例)

第三十条 同一会計年度中に、東京都の常勤の職又は一般職の非常勤の職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十五条から第二十五条までの規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第十一条、第十三条関係）

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	在職期間	
〇日			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	一年未満	一年未満	
			一日	二日	二日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	一年	一年
			一日	二日	二日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	四日	二年	二年
			一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	三年	三年
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	四年	四年
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	五年	五年
			一日	三日	四日	七日	七日	七日	七日	七日	七日	七日	六年以上	六年以上

ハ 所定勤務日数が週二日、月七日から十日まで又は年七十三日から百二十日まで

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	在職期間	
〇日			一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日	一年未満	一年未満	
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	一年	一年
			一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	六日	二年	二年
			二日	三日	五日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	八日	三年	三年
			二日	四日	五日	九日	九日	九日	九日	九日	九日	九日	四年	四年
			二日	四日	六日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	十日	五年	五年
			二日	四日	七日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	六年以上	六年以上

六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	在職期間
〇日							一年未満	一年未満
							一年	一年
							二年	二年
							三年	三年
							四年	四年
							五年	五年
							六年以上	六年以上

ホ 所定勤務日数が月四日未満又は年四十八日未満

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	在職する期間	在職期間	
〇日			〇日	〇日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一年未満	一年未満	
			〇日	一日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	一年	一年
			〇日	一日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二年	二年
			〇日	一日	一日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	二日	三年	三年
			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	四年	四年
			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	五年	五年
			一日	一日	二日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	六年以上	六年以上

ニ 所定勤務日数が週一日、月四日から六日まで又は年四十八日から七十二日まで

一月	二月	三月	四月	五月

別表第四（第二十三条関係）

	所定勤務日数	承認日数
週四日以上、月十五日以上又は年百六十九日以上		三日
週三日、月十一日から月十四日まで又は年百二十一日から百六十八日まで		二日

別表第五を削る。

附 則

- 1 この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の東京都議会議会局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十七条の規定により承認された介護時間の取得の初日は、この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十七条の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001